

農地整備 10 箇年推進プログラム ～次代につなぐ兵庫の農地～

(2025～2034 年度)

2025年3月
兵庫県農林水産部

1 本県の水田農業の状況

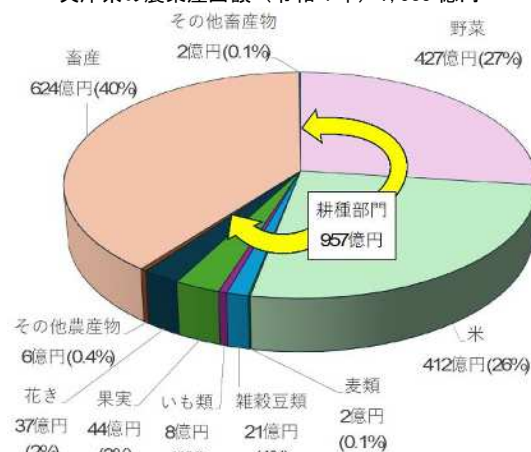
(1) 水稲主体の農地利用

本県は、摂津・播磨・但馬・丹波・淡路の五国からなり、各地域の多様な気候・風土に根ざした多彩な農林水産業が営まれている。なかでも、水田は県耕地面積全体の90%以上を占め（65,900ha）、米が県農業産出額の26%を占めるなど、水稲が本県農業の基幹作物となっている。水田面積の約45%では主食用米（酒造好適米を除く。以下同じ。）と酒造好適米が作付けされ、県基幹奨励品種である「コシヒカリ」、「キヌヒカリ」、「ヒノヒカリ」、「きぬむすめ」が主食用米の主な作付品種となっている。特別な栽培方法や地域特性を生かしたブランド化に取り組む生産者も多く、輸出に向けた取組も見られる。

また、酒造好適米では、北播磨を中心に「山田錦」をはじめ「五百万石」等様々な品種が栽培されている。一方、水田を活用した主食用米、酒造好適米以外の作物としては、県内製粉業者や醤油醸造会社と連携した麦、大豆、酒造会社等から需要の高い加工用米、畜産農家と連携した飼料用米、WCS用稲などの飼料作物が土地利用作物として生産されている。

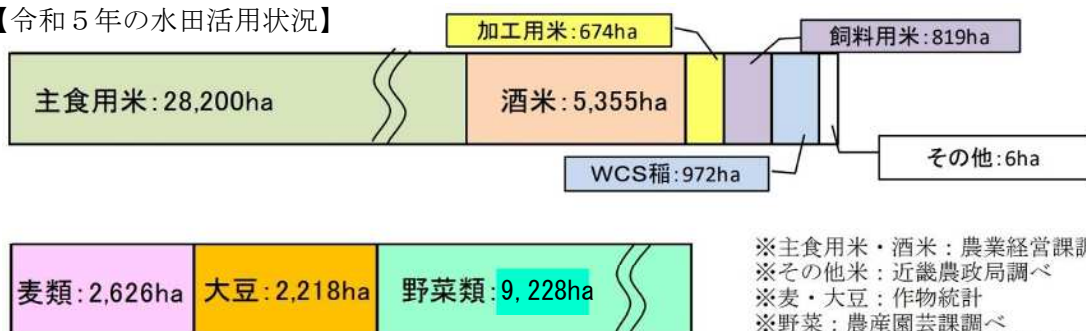
一方、水田を利用した野菜作としては、水稲との輪作体系として機械化が可能なたまねぎ、キャベツ、黒大豆枝豆等が栽培されており、特に淡路地域においては水稲、タマネギ、レタスの三毛作が盛んである。

兵庫県の農業産出額（令和4年）1,583億円



※農林水産統計（農林水産省調べ）

【令和5年の水田活用状況】



※野菜面積は令和2年実績

※主食用米・酒米：農業経営課調べ
 ※その他米：近畿農政局調べ
 ※麦・大豆：作物統計
 ※野菜：農産園芸課調べ
 （のべ面積のため、各作物作付面積の合計と水田面積は一致しない。）

(2) 農業構造と担い手

本県の農業構造についてみると、一戸当たりの経営耕地面積が全国の半分以下、また、米の生産費は全国より高くなっており、生産性は全国より低いといえる。

また、農業就業人口の平

【兵庫県の農業構造】

	本県	全国
一戸当たり経営耕地面積 (ha)	1.2	3.1
米 60kg 当たり生産費 (円)	17,552	13,187
農業就業人口の平均年齢 (歳)	68.0	67.0
第二種兼業農家の割合 (%)	65	52
副業的経営体の割合 (%)	76	64

※農林業センサス 2020、農業経営統計調査 2019、平成31年農業構造動態調査

均年齢、第二種兼業農家及び農業に従事する 65 歳未満の世帯員がいない副業的経営体数の割合は、全国平均より高くなっている。このような点から、本県水田農業は高齢の小規模農家に支えられていることが言える。今後、後継者が確保できず、高齢化が進むと持続困難になるおそれがある。

このような中、法人経営体、認定農業者や集落営農組織等が地域農業の中心的な担い手となっている。法人経営体数は「法人化強化期間」中の重点取組等により、順調に増加している。

【法人経営体数の推移】 <各年度末現在>

(単位：経営体) (農業経営課調べ)

区 分	29年度	30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	目標(R12年度)
法人経営体数	539	584	610	652	702	734	770	1,170

認定農業者数については、高齢化により再認定を希望しない農業者等が増加傾向にある一方、農地集約化による所得向上や法人化を契機とした新規認定、認定新規就農者からの移行により、全体としてはほぼ横ばいの傾向にある。

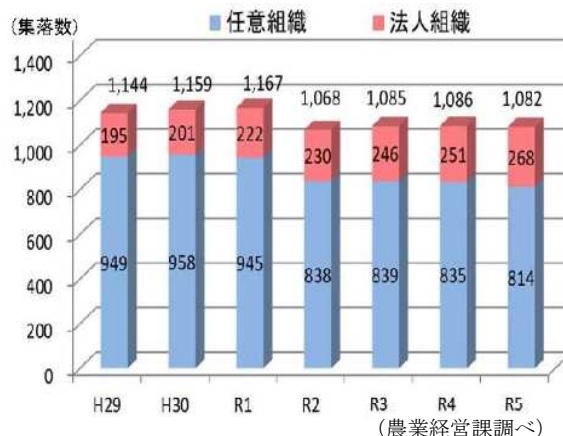
【認定農業者数の推移】 <各年度末現在>

(単位：経営体) (農業経営課調べ)

区 分	29年度	30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
認定農業者数	2,463	2,453	2,459	2,469	2,456	2,479	2,451

集落営農組織については、1 組織あたりの平均経営面積は 12ha と全国 33ha の半分以下であり、「一定の農業所得のある主たる従事者」がいないものが全体の 3 割以上を占める。

【法人化・組織化集落数の推移（累積）】

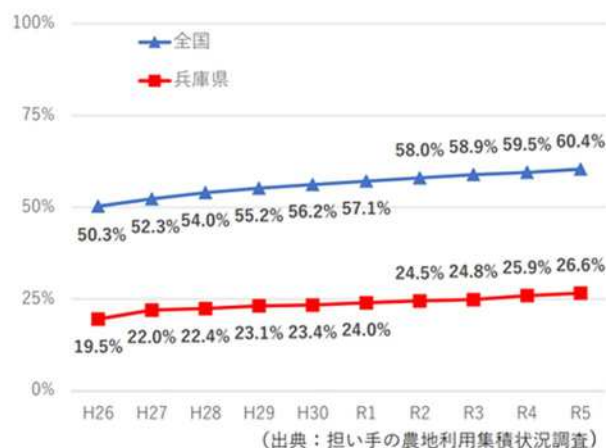


(3) 農地の集積

本県の担い手への農地の集積状況は、令和 5 年度末時点で耕地面積の 26.6%と全国平均 (60.4%) と比べると低調である。

要因としては、担い手と農地所有者の間の条件面（立地条件や農地の規模等）のミスマッチ、土地利用型農業の担い手の世代交代の遅れや、規模拡大に伴う畦畔の草刈りや道・水路等の管理作業の負担増への危惧等が挙げられる。

【耕地面積に占める担い手の利用面積のシェア】



2 農地整備の現状と課題

(1) 現状

① 農地整備（区画整理）の進捗

国庫補助事業等を活用して整備を進めてきた結果、令和5年度末における県内の農地整備率は79%（整備面積44,260ha）であり、全国（73%）と比較すると進んでいる。

しかし、中山間地域の地形条件や複雑な水利慣行などの理由から、淡路地域や西播磨・但馬地域の一部では未整備農地が多く残っており、農業者の減少・高齢化が進行する中で、耕作放棄の拡大も懸念される。

② 用水路の整備水準

昭和50年代に農地整備を実施した地区では、その多くが用水路を開水路で整備している。地形の高低差を利用して、コンクリート製の水路により送水するもので、電力等を要しないなどの利点もあるが、送配水に時間がかかり、末端は用水が届きにくいといった欠点がある。水管理の省力化のためには、用水路のパイプライン化が望まれる。

③ 国庫補助事業の動向

平成22年度から24年度にかけて、民主党政権の下で「コンクリートから人へ」という公共事業削減の流れの中で農業農村整備予算が大幅に縮減されたが、自公政権に戻ったことにより、現在は補正予算と合わせた総額では民主党政権前の水準に回復している。

また、中心経営体農地集積促進事業や農地中間管理機構関連農地整備事業など、農業者の費用負担を軽減する事業が創設され、事業への期待は高まっている。

(2) 課題

上記のとおり全県的には農地整備（区画整理）は相当に進捗しているが、稲作等を中心とした大規模低コスト経営や、野菜等の高収益作物を導入した複合経営など、生産性、収益性の高い農業経営を目指す地区においては、農地の大区画化（自動走行農機の導入を想定し、標準区画1.0ha以上）や地下水位制御システム、自動給水栓等のICTを利用した水管理システム導入など、スマート農業の導入を可能とする、二次的な整備が求められる。

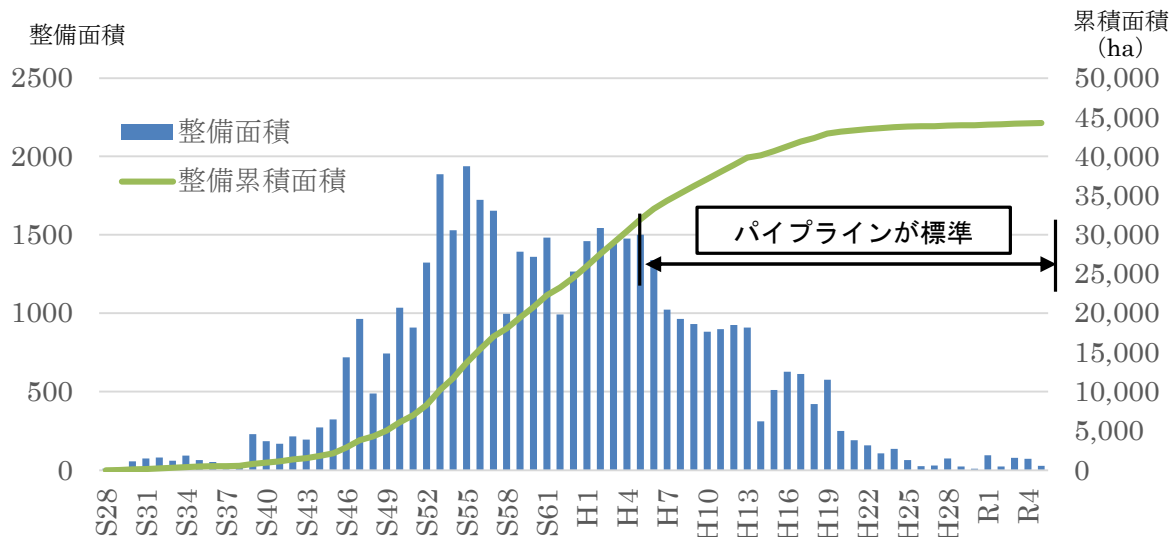
また、未整備農地の中には、農地整備を実施することにより、意欲ある担い手による生産性、収益性の高い農業経営が期待される農地も存在していると考えられる。限られた財源や人材などの行政資源を有効に活用して必要な整備を進めていくためには、整備の推進方針と具体的な整備方向を定め、これに沿って計画的に進めていく必要がある。

【県内の農地整備の状況（令和5年度）】

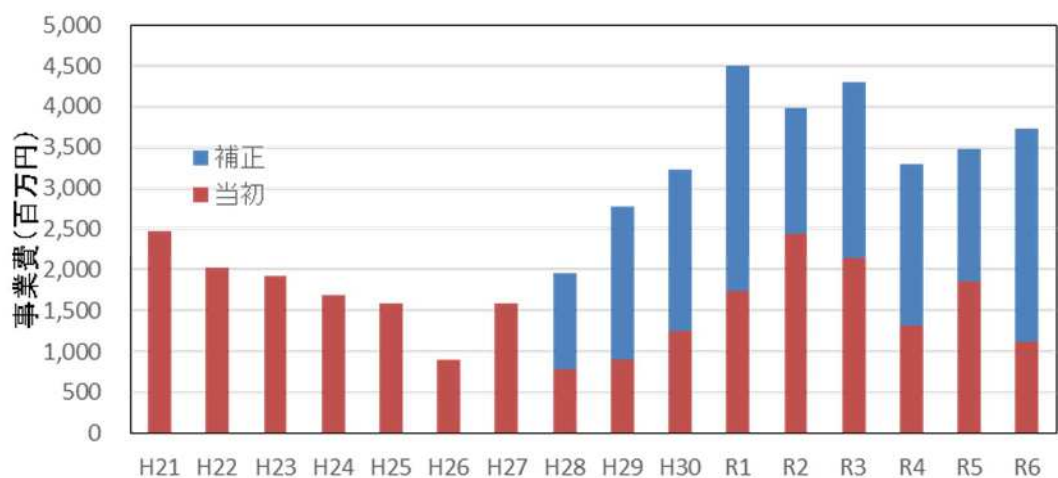
地域別	神戸	阪神	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	北但馬	南但馬	丹波	淡路	計
農振農用地(水田)(ha)【①】	3,910	2,225	3,060	12,140	4,393	6,834	5,677	2,506	7,970	7,312	56,027
農地整備済面積(ha)【②】	3,281	1,999	2,866	10,264	3,544	5,099	4,199	2,253	7,205	3,549	44,259
(農地整備率(%))【②/①】	(83.9)	(89.8)	(93.7)	(84.5)	(80.7)	(74.6)	(74.0)	(89.9)	(90.4)	(48.5)	(79.0)
未整備農地面積(ha)【①-②】	629	226	194	1,876	849	1,735	1,478	253	765	3,763	11,768
用水パイプライン化面積(ha)【③】	3,246	46	1,890	2,759	257	249	982	38	542	2,309	12,317
(パイプライン化率(%))【③/②】	(98.9)	(2.3)	(65.9)	(26.9)	(7.2)	(4.9)	(23.4)	(1.7)	(7.5)	(65.1)	(27.8)
大区画化面積(ha)【④】	76	41	356	749	385	827	1,729	165	368	86	4,780
大区画化率(%)【④/②】	(2.3)	(2.0)	(12.4)	(7.3)	(10.8)	(16.2)	(41.2)	(7.3)	(5.1)	(2.4)	(10.8)

※大区画化は、区画0.5haまたは均平区0.5ha以上の面積

【県内の農地整備の推移】



【農地整備事業費と地区数（新規地区数）の推移】



年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
地区数	14	14	14	13	14	14	15	18	21	28	32	32	32	35	35	43
新規地区数	3	1	1	2	3	1	1	3	6	5	4	1	3	5	2	9

3 農地整備の推進方針と具体的な整備方向

(1) 推進方針

農地整備（区画整理）が実施されているか否かに関わらず、意欲ある担い手による生産性、収益性の高い農業経営を実現するために、これに必要な農地の耕作条件を整備することとする。特に未整備農地について、担い手の確保と営農計画実現の可能性を慎重に見極めて、事業実施の可否を判断するものとする。

また、農地整備は、担い手への農地の集積・集約化を進める好機でもあり、農業経営基盤強化促進法第 19 条の地域計画（以下「地域計画」という）に基づき農地中間管理事業等を活用して担い手への利用権設定を一体的に進めていく。

① 経営規模拡大への条件整備

水稻生産を継続していくためには生産コストの更なる低減が求められる。

そこで、経営規模拡大によるスケールメリットを生かした低コスト生産を実現するため、農地の大区画化や用水路のパイプライン化を進めるとともに、農地の利用集積の障害となっている草刈り作業を省力化するため、畦畔法面の改良等を行う。

② 高収益作物導入への条件整備

食生活の変化や人口の減少とともに米の需要が減少していく中で、需要に応じた生産が求められており、農地（水田）をフルに活用して高収益作物を導入し、収益性を高めていく必要がある。

そこで、畑作物を導入する（田畑輪換）ため、導入作物に応じて排水性の改良や土壌改良等を実施する。

(2) 具体的な整備方向

① 大型農業機械導入のための大区画化

スマート農機などの大型農業機械を使った効率的な農作業を実現するため、農地を大区画化する。未整備水田を整備する場合の区画は、長辺長 100m、短辺長 100m の 1.0ha 以上を標準とし、区画整備済水田を大区画化する場合の区画は短辺長 100m 以上を標準とする。また、耕区間等移動通路の設置を検討すること。なお、輪換田として利用する場合は、農地の排水性を確保するため長辺長は 100m を上限とする。

② 水管理の省力化・高度化のための用水のパイプライン化

水田の水管理の省力化とともに、きめ細かな水位管理等による作物の収量・品質の向上を図るため、用水路のパイプライン化と併せて ICT を用いた自動給水栓等を整備する。

③ 畑作物導入のための排水性の改善

農地の排水性を改善し、野菜等の畑作物の導入を可能にするため、暗渠排水工を施工し、地表残留水の排除及び地下水位の低下を図るほか、作物の収量・品質の向上を目的として地下水位の制御を行う場合においては、暗渠排水と地下かんがいの機能を兼ね備えた地下水位制御システムを整備する。

また、野菜作に必要な作土を確保するため、必要に応じて客土工、混層耕、除礫などの土層改良を実施する。

④ 草刈り作業の省力化のための畦畔法面の改良等

農地畦畔や溝畔など法面の草刈り作業を省力化するため、グランドカバープランツによる法面被覆やラジコン式草刈機の導入を可能とする法面の緩傾斜化等を施工するとともに、特に急傾斜地においては、地形条件に応じて「平行畦畔型等高線区画」により、法面面積の最小化を図る。

〔整備に当たっての配慮事項〕

① 農作業の安全性の向上

農作業の安全性向上を図るため、排水路のパイプライン化や法面小段の多段化、導入する農業機械に応じた農地への進入路の幅員確保等を図る。

② 生物・生態系への配慮

環境との調和を図るため、生態系、農業生産や水利施設の管理に被害を及ぼす特定外来生物の侵入・混入防止や事業実施に伴う環境への負荷の回避・低減等について配慮する。

4 事業実施地区の選定

事業実施に当たっては、上記の推進方針に沿って実施地区を選定するものとするが、事業実施の進捗を図るためには、国の補正予算を活用する必要があることから、国補正予算割当の要件（作物生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合がおおむね8割以上となり、かつ高収益作物に係る作物生産額がおおむね10%以上増加すること）に適合することが見込まれる地区を優先して選定するものとする。

なお、農地整備の実施においては担い手（利用者）と農地所有者双方の合意形成が不可欠であることから、地域計画が策定されている、又は策定が確実に見込まれる地区であることを条件とする。

(1) 地域別の特記事項

① 神戸地域

管内の農地整備率は83.9%であり、また整備した農地のほとんどは用水路をパイプライン化している。農地整備（一次整備）は完了に近づいており、本計画期間においては、着手済み農地整備1地区の事業推進を図る。また、将来的には土地利用型作物主体の経営から野菜を組み入れた経営に転換を図る意欲ある担い手が耕作する農地を対象とした暗渠排水等の実施が考えられる。

② 阪神地域

管内の農地整備率は89.8%であり、県平均より低い猪名川町を除き、農地整備（一次整備）はほぼ完了している。本計画期間においては、農地整備2地区の事業着手を予定している。また、将来的には、野菜等の生産拡大を図るための暗渠排水やパイプライン化や大区画化等、二次整備の実施が考えられる。

③ 東播磨地域

農振地域を有する明石市・加古川市・稲美町では農地整備（一次整備）は概ね完了しており、パイプライン化も 60%を超えている。本計画期間においては、農地整備 1 地区、大区画化及び用水路のパイプライン化 2 地区の事業着手を予定している。また、都市近郊に立地することから将来的には野菜等の高収益作物を導入するための暗渠排水等の実施が考えられる。

④ 北播磨地域

管内の農地整備率は 84.5%であるが、整備済農地については整備年次が比較的古い大ため大区画化は約 1 割、パイプライン化は約 3 割に止まっている。本計画期間においては、農地整備 4 地区、大区画化及び用水路のパイプライン化 3 地区の事業着手を予定している。将来的には、地域計画や担い手の経営目標を見据えつつ、大区画化、用水路のパイプライン化や野菜等の高収益作物を導入するための暗渠排水等の実施が考えられる。

⑤ 中播磨地域

管内の農地整備率は 78.6%であり、未整備農地は約 850ha ある。また、農地整備済の農地については、法人化された営農組織がある地区などにおいては、農地の大区画化や用排水のパイプライン化等が求められる。

本計画期間においては、農地整備 2 地区、大区画化等 3 地区の事業着手を予定している。

⑥ 西播磨地域

管内の農地整備率は、県平均をわずかに下回っており、特に太子町、赤穂市、たつの市で整備率が県平均より低い。地域全体では約 1,740ha の未整備農地がある。本計画期間においては、農地整備 8 地区、大区画化及び給水の自動化 2 地区の事業着手を予定している。将来的には、区画の拡大や野菜・麦・大豆作にも適する水田の汎用化の実施が考えられる。

⑦ 北但馬地域

管内の農地整備率は 74.0%であり、約 1,480ha の未整備農地があるが、大半は山間の急傾斜地であり、農地整備の実施が考えられる農地は限定的である。また、整備済の農地は、用排水路が開水路で整備された地域が多い。本計画期間においては、農地整備 2 地区、用水路のパイプライン化 2 地区の事業着手を予定している。将来的には、生産コストの低減を図るため、大区画化などの実施が考えられる。

⑧ 南但馬地域

管内の農地整備率は 89.9%で、農地整備は概ね完了しているが、整備済農地は用排水路が開水路で整備されたものが多い。本計画期間においては、大区画化 1 地区の事業着手を予定している。将来的には、農作業の省力化のための用水パイプライン化や土地利用型農業に適した大区画化などの二次整備の実施が考えられる。

⑨ 丹波地域

管内の農地整備率は 90.4%に達し農地整備はほぼ完了しているが、用排水路が開水路で整備されたものが多い。本計画期間においては、着手済み農地整備 2 地区及びパイプライン化等 1 地区の事業推進を図る。将来的には、黒大豆・大納言小豆等のブランド農産物の生産拡大のため、区画の拡大や暗渠排水の実施も考えられる。

⑩ 淡路地域

管内の農地整備率は 48.5%と県平均を大きく下回っており、約 3,760ha の未整備農地がある。また、温暖な気候を活かして、水稻作の裏作として、たまねぎやレタス、キャベツ、白菜、ブロッコリーなどが栽培されており、野菜作を前提として排水性や作業性に配慮した農地整備が求められる。本計画期間においては、農地整備 12 地区と国営事業で造成した農地の二次整備 1 地区の事業着手を予定している。

5 農地整備事業の種別及び事業実施主体

(1) 農地整備事業の種別

本計画において対象とする農地整備事業（国庫補助事業）は次のとおりである。

- ① 農業競争力強化農地整備事業
- ② 農地中間管理機構関連農地整備事業
- ③ 農地耕作条件改善事業
- ④ 農山漁村地域整備交付金
- ⑤ 水利施設等保全高度化事業

(2) 事業実施主体

① 県（県が直接実施するもの）

受益面積が 20ha（中山間地域にあつては 10ha）以上のものについては県が実施するものとする。

なお、農地中間管理機構関連農地整備事業施行地区で、2024（R6）年度以前より所在市町へ委託して実施する地区に限り、引き続き県が所在市町へ委託して実施することとする。

② 市町（市町が直接実施するものと県から受託して実施するもの）

受益面積が 20ha（中山間地域にあつては 10ha）未満のものについては、市町が実施するものとする。

また、2025（R7）年度以降に着手する農地中間管理機構関連農地整備事業施行地区においても同様とする。

なお、農地中間管理機構関連農地整備事業施行地区で、2024（R6）年度以前より県から市町が受託して実施する地区に限り、引き続き所在市町が受託して実施することとする。

6 事業予算及び事業実施年次計画

(1) 計画事業予算

必要な事業予算については、まずは国庫補助金の獲得が必要条件であることから、近年の本県への補助金配分額（年間 22 億円程度）が今後も継続されるものと見込み、年間の事業予算を 40 億円とする。

なお、県実施事業（市町への委託実施を除く）については、県の事業執行体制上の制約から、現行の事業予算水準（年間 25～35 億円）を上限とする。

【計画事業予算】

区 分	事業予算	
	前期（R7～R11）	後期（R12～R17）
県実施事業 （市町への委託実施を除く）	事業費 25～35 億円/年	事業費 25～35 億円/年
市町実施事業 （県からの受託実施を含む）	事業費 5～10 億円/年	事業費 5～10 億円/年
合 計	平均 40 億円/年×5 年= 200 億円	平均 40 億円/年×5 年= 200 億円

(2) 事業実施年次計画

事業実施地区については、着手時期を前期の 5 箇年と後期の 5 箇年に区分し、前期分を別紙 1 事業実施年次計画表（前期：R7～R11）に、後期分を別紙 2 事業実施年次計画表（後期：R12～R16）に記載する。

別紙 1 に記載している地区は、事業実施に向けて、地形図など必要な資料の調製や関係権利者の意向確認が一定程度進捗している地区であり、順次事業化に向けて調査設計等を進めて行く。

別紙 2 に記載している地区は、行政として地域の営農計画や将来性等から判断して、事業実施の必要性や有効性が確認されるものであり、事業実施に向けた資料調製や関係権利者の意向確認を順次進めていく。

【計画整備面積】

区 分	前期（R7～R11）	後期（R12～R16）
未整備農地の整備（ha）	350	320
二次整備（ha）	290	440

※ 前期・後期の内訳は事業実施年次計画表（別紙 1・2）による

事業実施年次計画表(前期:R7~R11)

1 未整備農地の整備

	地区名	地域名	市町名	実施者	受益面積(ha)	主要工事	継続	着手
1	井吹南	神戸	神戸市	県	12.4	区画	●	
2	雁戸井	東播磨	加古川市	県	41.9	区画+用水	●	
3	米田	北播磨	三木市	市	5.0	区画		●
4	吉安下	北播磨	三木市	市	3.9	区画		●
5	東高室	北播磨	加西市	市	14.7	区画	●	
6	在田南部	北播磨	加西市	県	80.7	区画	●	
7	須加院	中播磨	姫路市	県	24.9	区画	●	
8	太市西部	中播磨	姫路市・太子町	県	33.8	区画	●	
9	あまじ区	中播磨	市川町	県	22.2	区画	●	
10	屋形	中播磨	市川町	県	30.1	区画	●	
11	高岡福田	中播磨	福崎町	県	42.9	区画	●	
12	山崎	中播磨	福崎町	県	33.6	区画	●	
13	田端・上浜市	西播磨	赤穂市	県	17.0	区画		●
14	上笹	西播磨	たつの市	県	54.9	区画+暗渠	●	
15	たつの東部	西播磨	たつの市	県	34.2	区画+管路	●	
16	岩見構下	西播磨	太子町	県	23.3	区画	●	
17	石海中部	西播磨	太子町	県	59.0	区画		●
18	竹野	北但馬	豊岡市	県	25.0	区画		●
19	前	北但馬	新温泉町	県	11.7	区画	●	
20	大塚	南但馬	養父市	県	14.9	区画	●	
21	九鹿	南但馬	養父市	県	15.0	区画+管路	●	
22	夜久野高原	南但馬	朝来市	県	29.0	区画	●	
23	下新庄	丹波	丹波市	県	28.5	区画+管路	●	
24	塔下	淡路	洲本市	県	37.0	区画	●	
25	都志大宮	淡路	洲本市	県	20.1	区画	●	
26	市原	淡路	洲本市	市	16.5	区画	●	
27	相原	淡路	洲本市	県	23.9	区画	●	
28	市原2期	淡路	洲本市	県	15.4	区画	●	
29	上堺	淡路	洲本市	県	2.0	区画		●
30	鳥飼代	淡路	洲本市	県	26.4	区画		●
31	養宜	淡路	南あわじ市	県	73.7	区画+管路	●	
32	片田	淡路	南あわじ市	県	30.7	区画	●	
33	八幡北	淡路	南あわじ市	市	17.0	区画	●	
34	倭文長田	淡路	南あわじ市	県	15.1	区画+管路	●	
35	賀集	淡路	南あわじ市	県	22.2	区画		●
36	野田	淡路	南あわじ市	市	12.7	区画		●
37	生田大坪	淡路	淡路市	県	26.1	区画	●	
38	西山・柳沢東	淡路	淡路市	県	53.5	区画	●	
39	入野2期	淡路	淡路市	県	31.3	区画	●	
合計					1,082.2		30地区	9地区

2 二次整備(大区画化、開水路のパイプライン化等(機能向上を図るもの))

	地区名	地域名	市町名	実施者	受益面積(ha)	主要工事	継続	着手
1	岡	東播磨	稲美町	県	136.5	区画(二)+管路		●
2	少分谷	北播磨	加東市	市	15.0	管路	●	
3	新定	北播磨	加東市	市	20.8	管路		●
4	岡本	北播磨	加東市	県	45.0	区画(二)+暗渠		●
5	犬飼田野	中播磨	姫路市	県	29.8	管路+暗渠	●	
6	宮置	中播磨	姫路市	県	21.5	区画(二)	●	
7	金剛山	西播磨	たつの市	市	30.0	自動給水栓		●
8	野々	西播磨	相生市	市	12.0	畦畔撤去		●
9	内町	北但馬	豊岡市	市	14.5	区画(二)	●	
10	伊豆	北但馬	豊岡市	県	40.8	管路	●	
11	小坂西部	北但馬	豊岡市	県	173.0	管路		●
12	野上	北但馬	豊岡市	県	35.0	管路		●
13	対田	北但馬	新温泉町	県	39.3	管路	●	
14	東河	南但馬	朝来市	県	34.6	区画(二)	●	
15	乙河内	丹波	丹波市	県	21.6	区画(二)	●	
16	中佐治	丹波	丹波市	県	32.3	管路	●	
17	北淡路	淡路	淡路市	市	11.8	区画(二)	●	
18	北淡路2期	淡路	淡路市	市	6.8	区画(二)	●	
19	北淡路3期	淡路	淡路市	市	14.7	区画(二)	●	
20	北淡路4期	淡路	淡路市	市	19.0	区画(二)		●
	合計				742.0		12地区	8地区

※実際の実施時期を約束するものではない。

(参考)主要工事欄説明

【未整備農地の整備】

区画	区画整理を実施(区画整理内で暗渠排水・管路化を施工する場合を含む)
区画+暗渠	区画整理と、単独暗渠排水を実施
区画+管路	区画整理と、単独管路整備を実施
区画+暗渠+管路	区画整理と、単独暗渠排水及び単独管路整備を実施(暗渠と管路の受益が重複しない)
区画+暗渠・管路	区画整理と、単独で暗渠排水及び管路整備を実施(暗渠と管路の受益が重複)

【二次整備(大区画化、開水路のパイプライン化等(機能向上を図るもの))】

区画(二)	整備済農地の大区画化を実施(区画整理内で暗渠排水・管路化を施工する場合を含む)
区画(二)+暗渠	整備済農地の大区画化と、単独暗渠排水を実施
区画(二)+管路	整備済農地の大区画化と、単独管路整備を実施
区画(二)+暗渠+管路	整備済農地の大区画化と、単独暗渠排水及び単独管路整備を実施(暗渠と管路の受益が重複しない)
区画(二)+暗渠・管路	整備済農地の大区画化と、単独で暗渠排水及び管路整備を実施(暗渠と管路の受益が重複)
管路	整備済農地でパイプライン化を実施(用水のみ、排水のみ、用排水とも いずれの場合も含む)
管路+暗渠	整備済農地で、単独暗渠排水及び単独管路整備を実施(暗渠と管路の受益が重複しない)
管路・暗渠	整備済農地で、単独で暗渠排水及び管路整備を実施(暗渠と管路の受益が重複)
自動給水栓	整備済農地の既存パイプラインに遠隔操作型自動給水栓を設置
畦畔撤去	整備済農地の畦畔を撤去し区画を拡大

事業実施年次計画表(後期:R12～R16)

1 未整備農地の整備

地域名	市町名	予定地区	
		継続	着手
阪神	三田市		下田中
	猪名川町		清水・清水東
東播磨	明石市		中之番・大窪
北播磨	小野市		下大部
	加西市	在田南部	
	加東市		野村
中播磨	姫路市		志吹
	市川町		かんざき
	福崎町	山崎	
西播磨	赤穂市	田端・上浜市	新田、高野
	佐用町		西徳久
	たつの市	たつの東部	揖保中央、揖保川中央、上沖・高駄・井上
	太子町	石海中部	
北但馬	豊岡市	竹野	一日市
淡路	洲本市	市原2期、鳥飼代	金屋、栢野
	南あわじ市	賀集、野田	阿万上町、八幡西、高島、神代地頭方、阿万塩屋
	淡路市	西山・柳沢東、入野2期	草香
合計		12地区	22地区

2 二次整備(大区画化、開水路のパイプライン化等(機能向上を図るもの))

地域名	市町名	予定地区	
		継続	着手
東播磨	明石市		魚住東部
	稲美町	岡	
北播磨	加東市	新定、岡本	吉馬
中播磨	姫路市		太尾、岩屋
	神河町		吉富・杉
北但馬	豊岡市	小坂西部、野上	
南但馬	朝来市	東河	粟鹿
淡路	淡路市	北淡路4期	
合計		7地区	6地区

※実際の実施時期を約束するものではない。